

入札公告（説明書）

平成 30 年 8 月 8 日
東日本高速道路株式会社 関東支社
さいたま工事事務所長 谷中 慎

次のとおり条件付一般競争入札に付します。

なお、本件競争入札については、あらかじめ東日本高速道路株式会社（以下「NEXCO 東日本」という。）が配布した入札者に対する指示書、仕様書等の契約図書その他関係法令に定めるもののほか、この『入札公告（説明書）』に記載のとおり実施します。

第 1 基本事項（調達手続の概要）

- | | | |
|-------|-----------|--|
| 1-1. | 契約件名（業務名） | 東京外環自動車道 三郷地区家屋事後調査 |
| 1-2. | 契約責任者 | NEXCO 東日本 関東支社
さいたま工事事務所長 谷中 慎 |
| 1-3. | 契約担当部署 | NEXCO 東日本 関東支社
さいたま工事事務所 庶務課
（住所）〒339-0056 埼玉県さいたま市岩槻区加倉 260
（電話）048-749-9620 |
| 1-4. | 競争契約の方法 | 条件付一般競争入札 |
| 1-5. | 競争参加資格の確認 | 事後審査方式（通知型） |
| 1-6. | 入札の方法 | 電子入札 |
| 1-7. | 落札者の決定方法 | 自動落札方式 |
| 1-8. | 履行保証 | 必要 … 入札者に対する指示書[25]を参照のこと |
| 1-9. | 契約書の作成 | 必要（契約図書を製本すること）…入札者に対する指示書[26]
を参照のこと |
| 1-10. | 契約図書 | |
- (1) 本件調査等請負契約の内容となる契約図書は次のとおりとする。
なお、本件競争入札に参加を希望する者（以下「競争参加希望者」という。）及び契約責任者は、契約図書に拘束されることとし、その定める事項を遵守しなければならない。
- | | |
|----------------|---|
| ①入札公告（説明書） | 本書
http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/ |
| ②標準契約書案 | http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/
【調査等契約書】を使用すること |
| ③入札者に対する指示書 | http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/
【調査等・電子入札用】を使用すること |
| ④共通仕様書 | http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/
【調査等共通仕様書（平成 30 年 7 月）】を使用すること |
| ⑤特記仕様書 | http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/electron/ |
| ⑥その他契約（発注用）図面等 | http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/electron/ |
| ⑦金抜設計書 | http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/electron/ |
| ⑧競争参加資格確認申請書 | 本書の別紙様式 1 のとおり |
| ⑨入札書 | 電子入札システムの様式のとおり |
- (2) 競争参加希望者は、上記(1)に示す契約図書について内容を十分に確認し理解する必要がある

り、その内容を承諾のうえで本件競争入札に参加しなければならない。

- (3) 競争参加希望者は、上記(1)の①から④に示す契約図書については、NEXCO 東日本のホームページよりそれぞれダウンロードして取得すること。
- (4) 競争参加希望者は、上記(1)の⑤から⑧に示す契約図書については、NEXCO 東日本の電子入札システムにログインした上でダウンロードして取得すること。

ただし、やむを得ない事由により、上記交付方法による取得ができない競争参加希望者に対しては、契約責任者が指定する方法（CD-R 配布等）により交付するので、上記 1-3. 契約担当部署へその旨申し出ること。

契約図書の交付期間は、平成 30 年 8 月 8 日（水）～平成 30 年 8 月 29 日（水）までとする。

第 2 調達手続に付する事項（業務概要）

2-1. 業務概要

- (1) 業務場所
自) 埼玉県三郷市彦倉 2 丁目
至) 埼玉県三郷市上口 3 丁目
自) 埼玉県三郷市谷口
至) 埼玉県三郷市谷口
- (2) 業務内容
本業務は、三郷ジャンクション改築事業及び三郷中央インター事業の工事完了に伴う、周辺建物等の状況を把握するための家屋事後調査である。
- (3) 概算数量
準備打合せ 1 式
現地踏査 1 業務
家屋事後調査 木造建物 1 4 棟
家屋事後調査 非木造建物 1 9 棟
家屋事後調査 木造建物（外部） 2 棟
- (4) 履行期間
契約保証取得の日の翌日から 180 日間
- (5) 成果品
共通仕様書及び特記仕様書のとおり

第 3 調達手続に参加するための条件等

3-1. 競争参加資格

本件競争入札に参加することのできる者（以下「入札者」）は、次に示す事項をすべて満たす者とし、下記 3-2. に示す「競争参加資格確認申請書」を契約責任者に提出した競争参加希望者のうち、契約責任者が競争参加資格があると認めた者とする。

- (1) 審査基準日（下記 3-2. に示す「競争参加資格確認申請書」の提出期間の最終日をいう。以下同じ。）において、NEXCO 東日本の契約規程実施細則第 6 条（入札者に対する指示書[2]を参照のこと）の規定に該当しない者であること。
- (2) 開札時において、業種区分「補償関連業務」に係る NEXCO 東日本の『平成 29・30 年度競争参加資格』を有する者であること。
- (3) 審査基準日において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（ただし、当該申立てに係る手続開始の決定後、あらためて競争参加資格の再認定を受け、上記(2)に示す条件を満たす場合を除く）
- (4) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、NEXCO 東日本から「地域 3（関東支社が所掌する区域）」において競争参加資格停止を受けていないこと（NEXCO 東日本が「地域 3（関東支社が所掌する区域）」において講じた競争参加資格停止期間（期首及び期末の日を含む）との重複がないこと）。
- (5) 審査基準日において、平成 20 年度以降に元請として完了した道路事業の補償関連業務において、次に示す同種業務の実績を有すること。

同種業務 家屋調査、家屋被害、家屋事前事後調査、家屋振動、家屋事後調査のいずれ

かに関する業務の実績を有すること。

- (6) 審査基準日において、次に掲げる基準を満たす技術者を、本件業務に配置できる者であること。

管理技術者：下記のいずれかの資格を有する者でなければならない。

- ① 補償業務管理士（物件部門）の資格を有し、社団法人 日本補償コンサルタント協会の補償業務管理士研修及び検定試験実施規定第14条に基づく補償業務管理士台帳による登録を行っている者。
- ② 補償業務管理士（事業損失部門）の資格を有し、社団法人 日本補償コンサルタント協会の補償業務管理士研修及び検定試験実施規定第14条に基づく補償業務管理士台帳による登録を行っている者。
- ③ 家屋調査の業務に関して7年以上の実務経験を有する者。

- (7) 管理技術者は、審査基準日において、平成20年度以降に元請として完了した道路事業の補償関連業務において、次に示す同種業務の実績を有すること。

同種業務 家屋調査、家屋被害、家屋事前事後調査、家屋振動、家屋事後調査のいずれかに関する業務の実績を有すること。

- (8) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、下記に示す施工（調査等）管理業務の受注者、当該施工（調査等）管理業務の担当技術者の出向・派遣元又は当該受注者、担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者として、本工事若しくは調査等の発注に関与した者でないこと、又は現に下記に示す施工（調査等）管理業務の受注者、当該施工（調査等）管理業務の担当技術者の出向・派遣元又は当該受注者、担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

なお、「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次のいずれかに該当する者である。

- 1) 当該受注者若しくは担当技術者の出向・派遣元の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者。
- 2) 当該受注者若しくは担当技術者の出向・派遣元の代表権を有する役員が代表権を有する役員を兼ねている者。

・施工（調査等）管理業務の受注者

・東京外環自動車道 三郷工事区施工管理業務（受注者：株式会社サンライズ）

- (9) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと

なお、当該関係がある場合に、辞退する者を定めることを目的に当事者間で連絡を取ることとは、入札者に対する指示書1[1]「入札手続の公正性・透明性の確保に関するお願い」の②(1)の記載に抵触するものではないことに留意すること。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- 1) 子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- 2) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

ただし、1)については、会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が再生手続が存続中の会社等又は更生会社である場合を除く。

- 1) 一方の会社等の役員（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- 2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ。）を現に兼ねている場合

3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

【役員 の 定義】

- i) 株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）
- ii) 持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の業務を執行する社員
- iii) 組合の理事
- iv) i) ～ iii) に準ずる者

【管財人の定義】

民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合、その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

3-2. 競争参加資格確認申請書の作成

(1) 入札者は、次に示す「競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を作成しなければならない。申請書の各様式は A 4 版とし、文字サイズは 10 ポイント以上とする。なお、申請書の作成に係る留意事項は以下に示す。

申請書（様式）	留意事項
競争参加資格確認申請書 （様式 1）	必要事項を記載のうえ記名すること 代表者については、契約締結権限を有する者（事業部長・支店長・営業部長など）で請負契約書に記名・押印する者で申請すること。法人代表権者に限定する必要はない。 その他補足事項については、入札者に対する指示書[9][3]①を参照のこと
企業の同種業務の実績 （様式 2）	上記 3-1. (5) に示す競争参加資格を満たす業務実績を記載すること。 業務の概要及び技術的特性について、具体的に記述すること。 次の i) または ii) の資料を添付すること。 i) 同種業務の実績として記載した業務内容を確認できる契約書類（契約書・特記仕様書等）の写し及び発注機関から通知された「認定書」または「成績評定通知書」の写し ii) 当該業務が「測量調査設計業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）」に登録されている場合は、登録情報（業務内容を確認できる「業務カルテ（完了時）」）の写し ※なお、上記 i) または ii) の添付資料で業務内容が確認できない場合は、別途確認できる資料を添付すること。
配置予定管理技術者の資格等 （様式 3）	上記 3-1. (6) に示す競争参加資格を満たす技術者資格等を有する技術者を記載すること。 記載した資格を有していることを証する資格証等の写しを添付すること。 学歴及び実務経験を記載する場合には、経歴書（様式は自由とする）を添付すること。 経歴書には、生年月日、現住所、最終学歴、取得資格、職歴、当該業種に関する経歴を記載し、配置予定技術者が押印するものとする。
配置予定管理技術者の同種業務の経歴 （様式 4）	上記 3-1. (7) に示す競争参加資格を満たす業務実績を記載すること。 次の i) または ii) の資料を添付すること。 i) 同種業務の実績として記載した業務内容を確認できる契約書類（契約書・特記仕様書等）の写し及び発注機関から通知された「認定書」または「成績評定通知書」の写し ii) 当該業務がテクリスに登録されている場合は、登録情報（業務内容を確認できる「業務カルテ（完了時）」）の写し ※なお、上記 i) または ii) の添付資料で業務内容、従事実績が確認できない場合は、別途確認できる資料を添付すること。テクリスの登録義務のない業種において、従事実績を証明する資料として経歴書（様式は自由とする）を添付すること。経歴書には、生年月日、現住所、最終学歴、取得資格、職歴、当該業種に関する経歴を記載し、配置予定技術者が押印するものとする。

(2) 競争参加希望者は、申請書の作成にかかる留意事項及び補足事項として、入札者に対する指示書[9]を参照のこと。

3-3. 競争参加資格確認申請

(1) 競争参加希望者は、本件競争入札に参加するため、次に示すとおり競争参加資格確認申請を

行わなければならない。

- ① 提出期間 入札公告の翌日から平成 30 年 8 月 29 日（水）16 時まで
 - ② 提出場所 上記 1-3. 契約担当部署のとおり
 - ③ 提出方法 電子入札システム※ 申請書類の総容量が 2MB を超える場合など電子入札システムによれない場合は、入札者に対する指示書[9]を参照のこと。
 - ④ 提出書類 上記 3-2. 競争参加資格確認申請書の作成により作成した「申請書」
- (2) 入札者は、競争参加資格確認申請にかかる留意事項として、入札者に対する指示書[9] [2]を参照のこと。

第 4 入札・開札・落札者の決定

4-1. 入札に必要な書類の作成等

入札者は、次に示すとおり、入札に必要な書類を作成又は準備し、提出しなければならない。

- ① 入札書 入札者に対する指示書[12]を参照のこと

4-2. 入札及び開札

入札書の提出及び開札の執行については、次に定めるとおりとする。

- ① 入札書の提出期限 平成 30 年 9 月 12 日（水）16 時まで
- ② 入札書の提出場所 上記 1-3. 契約担当部署
- ③ 入札書の提出方法 電子入札システム
- ④ 開札執行日時 平成 30 年 9 月 13 日（木）10 時 30 分
- ⑤ 開札執行場所 上記 1-3. 契約担当部署

4-3. 落札予定者の決定方法

- (1) 契約制限価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした入札者を落札予定者とする。
- (2) 上記 (1) にかかわらず、契約制限価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした入札者の入札価格によっては、当該入札を保留し、低入札価格調査を実施する場合がある。また、低入札価格調査の結果、当該入札者の入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、当該入札者のした入札を無効として、契約制限価格の制限の範囲内の価格により入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札予定者とする場合がある。

4-4. 競争参加資格の確認

契約責任者は、上記 3-3 (1) により提出を受けた競争参加資格確認申請書に基づき、次に定める日を審査基準日として、落札予定者の競争参加資格を確認する。

- ・上記 3-1 のうち (4) 以外の事項 … 上記 3-3 (1) ①に定める競争参加資格確認申請書の受付期間の最終日
- ・上記 3-1 (4) に定める事項 … 上記 3-3 (1) ①に定める競争参加資格確認申請書の受付期間の最終日から競争参加資格の確認を行う日までの全期間

4-5. 落札者の決定

- (1) 契約責任者は、落札予定者につき上記 4-4 により競争参加資格の確認を行い、競争参加資格が有りとして認めた場合は、当該落札予定者を落札者とする。
- (2) 契約責任者は、落札予定者につき上記 4-4 により競争参加資格の確認を行い、競争参加資格が無しとして認めた場合は、当該落札予定者がした入札を無効とし、契約制限価格の制限の範囲内で入札をした他の者のうち、最低価格をもって有効な入札をした入札者を落札予定者として、上記 4-4 により競争参加資格の確認を行う。
- (3) 契約責任者は、落札者が決定したとき、その旨を全ての入札参加者に対し周知する。

4-6. 低入札価格調査

- (1) 本件競争入札においては、低入札価格調査基準価格を設定しており、開札の結果、契約制限価格の制限の範囲内における有効な入札のうち、最低価格の入札価格が低入札価格調査基準価

格未満である場合は、入札を保留し、当該入札を行った入札者を対象として低入札価格調査を行う。

また、本件競争入札においては、重点調査価格を設定しており、入札価格が重点調査価格未満である場合は、特に重点的な低入札価格調査を行う。

(2) 低入札価格調査については、入札者に対する指示書[22]を参照のこと。

第5 その他

5-1. 使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

5-2. 質問の受付

(1) 本件競争入札に関する質問は、次に定めるとおり受付を行う。

- ① 受付期間 入札公告の日から平成30年8月29日（水）16時まで
- ② 受付場所 上記1-3. 契約担当部署
- ③ 受付方法 質問書面（様式自由）を持参又は郵送（書留郵便若しくは信書便）（受付期間内に必着のこと）により提出すること

(2) 上記(1)により受付けた質問に対する回答は、次に定めるとおり行う。

- ① 回答予定日 質問書を受け取った日の翌日から原則として平日5日以内
- ② 回答方法 NEXCO 東日本のホームページ（「入札公告・契約情報検索」内の「本契約件名」の「備考」）に掲載する

<http://www.e->

[nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/](http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/)

(3) 競争入札に関する一般的な質問については、NEXCO 東日本のホームページを参照すること。

<http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/capacity/faq.html>

5-3. 入札の無効

入札者に対する指示書[23]に該当する入札は無効とする。

5-4. 支払条件

(1) 前金払 有: 請負代金額が300万円以上の場合には「有」、300万円未満の場合には「無」
「有」の場合は請負契約書第34条1項に基づき前払金の請求をすることができる。

(2) 部分払 無

5-5. 競争参加資格に関する留意事項

本件業務の受注者、本件業務の受注者と資本若しくは人事面において関連のある者、本件業務の下請負人、本件業務の下請負人と資本若しくは人事面において関連がある者は、本件業務の契約期間中、監督を担当する部署の施工（調査等）管理業務の入札に参加し又は施工（調査等）管理業務を請負うことができない。

「資本若しくは人事面において関連のある者」とは、次の①または②に該当する者である。

- ① 当該受注者若しくは下請負人の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、またはその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者。
- ② 代表権を有する役員が当該受注者若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合におけるその代表権を有する役員が属する者。

以 上